

埼玉県あんしん賃貸支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県あんしん賃貸支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第23条の規定に基づき、埼玉県あんしん賃貸支援事業を実施する上で必要な事項を定めるものとする。

(あんしん賃貸住宅の登録削除)

第2条 実施要綱第10条第1項第1号の登録削除の申請は、別記様式1により行うものとする。

2 県は、前項の申請を受けたときは、当該あんしん賃貸住宅の登録を削除するとともに、その旨を別記様式1-1により通知するものとする。

(サポート店の登録等)

第3条 実施要綱第12条第4項及び第18条2項のサポート店リストに登録した旨の申請者への通知は、別記様式2により、関係四団体への通知は、別記様式2-1により行うものとする。

2 実施要綱第17条第2項の登録の取消しの申出は、サポート店が関係四団体を通じて、又は県に直接、別記様式3により行うものとする。

3 県は、前項の申請を受けたときは、当該サポート店の登録を削除するとともに、その旨を別記様式4、4-1により通知するものとする。

(サポート店の活動状況の報告等)

第4条 実施要綱第12条第5項の活動状況の報告は、別記様式5により求めるものとする。

2 前項の報告を受け、県は、積極的に活動を行っているサポート店をあんしんHP上に公表するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月29日から施行する。